

【沖縄県在宅医療提供体制強化支援事業 Q&A】（案）

令和8年3月11日時点

Q1	本事業の補助対象期間はいつからいつまでか。	A1	本事業は年度初めから年度終わりまでです。（4月1日から翌年3月31日）
Q2	補助金はいつ支払われるのか。	A2	原則として事業終了後、実績報告の提出及び内容の確認を行ったうえで、精算払いにより支払いとなります。令和8年度分は令和9年5月頃となります。 なお、事業の円滑な実施のため必要と認められる場合は、県と協議の上概算払いを行うことが可能です。この場合、事業終了後に実績に基づき残額を精算します。
Q3	宮古圏域、八重山圏域が補助対象となっていないことについて。	A3	令和8年度については調整の整った、北部地区医師会、中部地区医師会、南部地区医師会、那覇市医師会、浦添市医師会を実施主体としています。 宮古圏域、八重山圏域については、調整が整った後に実施主体とするを想定しております。
Q4	第4条第1項第1号については、実施回数は何回くらいの実施となるのか、また、参加者はどのような関係者が想定されるか。	A4	令和8年度については3回程度を想定しています。 また、参加者については、県が議題を提供する会議については、医師会、市町村、沖縄県介護保険広域連合、県をコアメンバーとし、議題に応じて関係者の招集を行うことを想定しています。 その他、実施主体において、独自に開催する会議においては、回数や参加者の条件はありません。
Q5	県が議題を提供する会議の費用は対象となるか。	A5	当該会議に係る報償費や会場費等についても補助対象となります。
Q6	第4条第1項第2号については、別表に例示の項目をすべて実施する必要があるのか。	A6	別表については、「在宅医療の体制構築に係る指針」における在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項を基に例示しております。地域の実情に応じて実施できる項目から進めていただきたいと考えています。
Q7	在宅医療・介護連携推進事業（以下「推進事業」という。）との兼務の場合	A7	職員が拠点事業と市町村事業を兼務する場合は、各業務の勤務時間数で人件費を案分してください。
Q8	推進事業等の既存事業を拡張して拠点事業として取組んだ場合は、全額を本事業の補助金として申請できますか。	A8	市町村が実施する既存事業を、そのまま本補助事業に振り替えることはできません。連携の拠点として必要な議論を実施するために、既存事業の枠組みを活用して会議の回数や時間を増やす等をした場合、追加分の費用について県に申請できます。 なお、時間延長の場合は、必要な経費を推進事業分と連携拠点事業分で按分して申請できますが、重複した申請はできません。また、按分の方法については、議題のボリュームに応じた時間按分や会場費と講師謝礼等支出別の按分等となります。
Q9	研修等の講師謝金については、上限額はありますか。	A9	各団体や医療機関等で定められた報償費の規定に基づいた金額で支払い、規定とともに申請書を提出してください。 規定がない場合、沖縄県の規定を参考にさせていただきますので、事前に沖縄県にご相談ください。
Q10	業務に必要であれば、飲食費は補助対象となりますか。	A10	飲食費、会食費、弁当代、遊興費は補助対象外です。
Q11	補助申請した内容を後で変更（中止含む）する場合はどうすればいいですか。	A11	事前に沖縄県へ連絡をお願いします。内容により、変更申請が必要な場合があります。
Q12	実績報告書に何を添付したらいいですか。	A12	各事業にかかった経費の証拠書類として、領収書や振込明細書等、実際に支払ったことが分かる書類をご提出ください。（納品書や請求書は証拠書類ではないので、ご注意ください。）また、会議については会議録等（会議内容のほか参加者がわかるもの）、研修については開催案内チラシ等、ご提出ください。